○石岡市排水設備指定工事店規則

平成17年10月1日
規則第155号

(趣旨)

第1条　この規則は，石岡市下水道条例(平成17年石岡市条例第156号。以下「条例」という。)第6条の規定による指定工事店(以下「工事店」という。)の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の資格要件)

第2条　工事店の指定を受けようとする者は，次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

(1)　営業所ごとに，次条第2項に規定する主任技術者として登録を受けた者が1人以上専属しているものであること。

(2)　次のいずれにも該当しない者であること。

ア　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者(法人の場合は代表者)

イ　禁錮こ以上の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者(法人の場合は代表者)

ウ　工事店の指定を取り消された日から1年以上を経過していない者

(3)　県内に営業所がある者であること。

(4)　工事の施工に必要な設備及び機械器具を有する者であること。

(主任技術者)

第3条　工事店は，営業所ごとに，第3項各号に掲げる職務をさせるため，主任技術者を専属させなければならない。

2　前項に規定する主任技術者は，社団法人日本下水道協会茨城県支部(以下「県支部」という。)が実施する主任技術者資格認定試験に合格し，県支部が備える主任技術者名簿に登録された者でなければならない。

3　主任技術者は，次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

(1)　排水設備の新設等の工事に関する技術上の管理

(2)　排水設備の新設等の工事に従事する者の技術上の指揮監督

(3)　排水設備の新設等の工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合していることの確認

(4)　条例第7条第1項に規定する検査の立会い

4　市長は，主任技術者が次の各号のいずれかに該当する場合は，6月を超えない範囲内において，工事店に専属する主任技術者として認めないことができる。

(1)　下水道に関する法令，条例又は規則に違反したとき。

(2)　業務に関し不誠実な行為があるなど，市長が主任技術者として不適当と認めたとき。

5　排水設備の新設等の工事に従事する者は，主任技術者がその職務として行う指導に従

わなければならない。

(指定の申請)

第4条　工事店の指定を受けようとする者は，排水設備指定工事店指定(継続)申請書(様式第1号)に，次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　第2条第2号アからウまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

(2)　営業所の平面図及び写真並びに付近見取図

(3)　工事経歴書

(4)　資産証明書及び納税証明書

(5)　住民票の写し又は外国人登録証明書(法人にあっては定款及び登記事項証明書)

(6)　専属することとなる主任技術者の排水設備主任技術者証(県支部が交付したもの)の写し

(7)　従業員名簿

(8)　所有機器調書

(9)　その他市長が必要と認める書類

(工事店の指定)

第5条　市長は，前条の規定による申請を受け，指定の決定をしたときは，排水設備指定工事店指定証(様式第2号)を交付する。

2　前項の指定証の交付を受けようとするときは，条例第32条第1項に規定する手数料を納付しなければならない。

3　工事店は，指定証を営業所内の見やすい箇所に掲げなければならない。

(指定の有効期間)

第6条　工事店の指定有効期間は，工事店の指定を受けた日から起算して5年とする。

2　前項の期間満了後，引き続き指定を受けようとする者は，その満了日の30日前までに第4条に規定する排水設備指定工事店指定(継続)申請書及び条例第32条第1項に規定する手数料を添えて，市長に提出しなければならない。

(工事店の遵守義務)

第7条　工事店は，次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　工事の申込みを受けたときは，正当な理由がない限り，これを拒まないこと。

(2)　工事に関する事務手続を代行することについては，工事の申込者から依頼があったときは，これを拒まないこと。

(3)　工事は，主任技術者の技術上の管理下においてでなければ，設計及び施行をしないこと。

(4)　工事は，適正な工費で施工し，工事契約は，工事金額，工事期限その他必要事項を明示すること。

(5)　工事は，条例第5条に規定する排水設備工事に係る市長の確認を受けた後に着手すること。

(6)　条例第7条に規定する市長の行う検査に，主任技術者を立ち会わせること。
(7)　前号の検査の結果，不適当と認められたときは，市長が定める期日までに改修すること。
(8)　工事完了後1年以内に生じた故障については，無償でこれを修繕すること。ただし，その故障が不可抗力又は使用者側の故意若しくは過失によると認められるものについては，この限りでない。
(9)　工事店の名義を第三者に貸与し，又は下請人に工事を実施させないこと。
(10)　従業員の工事上の行為については，責任を負うこと。
(11)　違反工事の防止摘発に協力しなければならない。
(12)　災害等緊急時に，排水設備の復旧に関して市長から協力の要請があった場合には，これに協力するよう努めること。
(13)　工事店は，下水道に関する法令，条例及び規則が定めるところに従い適正な排水設備工事の施工に努めなければならない。

(工事の範囲)
第8条　工事店が行う排水設備の工事の範囲は，公道に属する部分を除いた地域内における新設，増設，位置変更，改造及び撤去工事とする。ただし，市長が必要と認める場合は，公道に属する部分についても工事店に行わせることができる。

(届出)
第9条　工事店の指定を受けた者は，次の各号のいずれかに該当する場合は，速やかに排水設備指定工事店異動届(様式第3号)を市長に届け出なければならない。
(1)　営業所を移転するとき。
(2)　代表者(法人に限る。)が変更したとき。
(3)　営業を廃止し，又は休止したとき。
(4)　主任技術者を変更したとき。
(5)　主任技術者が死亡したとき。
(6)　主任技術者がその業務を廃止し，又は休止したとき。
(7)　新たに主任技術者を補充したとき。
(8)　主任技術者が日本下水道協会茨城県支部排水設備主任技術者規則(昭和57年日本下水道協会茨城県支部規則第1号)第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(指定の取消し等)
第10条　市長は，工事店の指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は，工事店の指定を取り消し，又は一定期間を定めてその効力を停止することができる。
(1)　第2条各号に該当しなくなったとき。
(2)　第7条に規定する義務に違反したとき。
(3)　前条に規定する届出を怠ったとき。
(4)　施工した排水設備工事が下水道施設の機能に障害を与え，又は与えるおそれが大であるとき。

(5)　不正の手段により，第5条第1項の指定を受けたとき。

2　市長は，前項の規定により，工事店の指定を取り消し，又は停止の処分を決定したときは，その旨を排水設備指定工事店指定取消(停止)通知書(様式第4号)により通知する。

(指定証等の返還)

第11条　工事店が前条第2項の規定により通知を受けたときは，第5条第1項の規定により交付された指定証を7日以内に市長に返還しなければならない。

(公告)

第12条　市長は，工事店の指定をし，又はその指定を取り消し，若しくはその指定の効力を停止したときは，その都度公示するものとする。

附　則

(施行期日)

1　この規則は，平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに，合併前の石岡市排水設備指定工事店規則(昭和57年石岡市規則第28号)，八郷町下水道条例(平成14年八郷町条例第10号)，八郷町下水道条例施行規則(平成14年八郷町規則第7号)又は八郷町農業集落排水設備指定工事店の指定に関する規則(平成7年八郷町規則第9号)(以下これらを「合併前の規則等」という。)の規定によりなされた処分，手続その他の行為は，それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3　この規則の施行の際現に合併前の規則等の規定により指定工事店の指定を受けている者の指定有効期間は，合併前の規則等の規定にかかわらず，工事店の指定を受けた日から起算して5年とする。